

新宿区災害時受援応援計画 (令和6年度改定)

概要版 (改定のポイント)

令和7(2025)年3月
新宿区危機管理担当部危機管理課

目次

新宿区災害時受援応援計画の改定について	P1
新宿区災害時受援応援計画の対象範囲	P2
新宿区における受援体制の概要	P3
人的受援の考え方	P4
人的応援の受入体制と枠組み	P5
人的受援の手順及び手続き	P6
ボランティアの受入れ等	P7
物的受援の枠組み	P8
物的受援の受入体制	P9
物的受援の手順及び手続き	P10～P11
他自治体への応援	P12
災害事象に応じた対応	P13

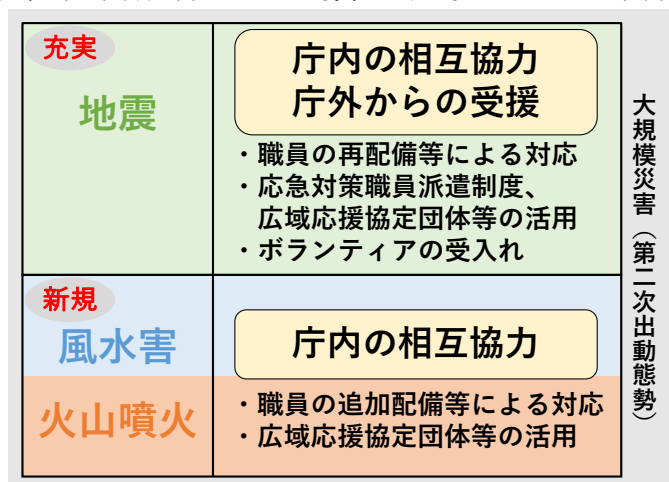
新宿区災害時受援応援計画の改定について

➤ 改定の背景・概要（本冊P2）

- 都は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直すとともに、様々な災害の事象・規模において、災害の概要、受援応援における基本的考え方を整理し、都と区市町村の役割を明確化した「東京都災害時受援応援計画」（以下、「都計画」という。）を令和5年11月に公表した。
- 「新宿区災害時受援応援計画」についても、近年、様々な事象の災害により全国各地で甚大な被害が発生していることから、「首都直下地震」を前提とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる計画へと改定し、レベルアップを図る。

● 「受援応援計画」の位置付け（本冊P3）

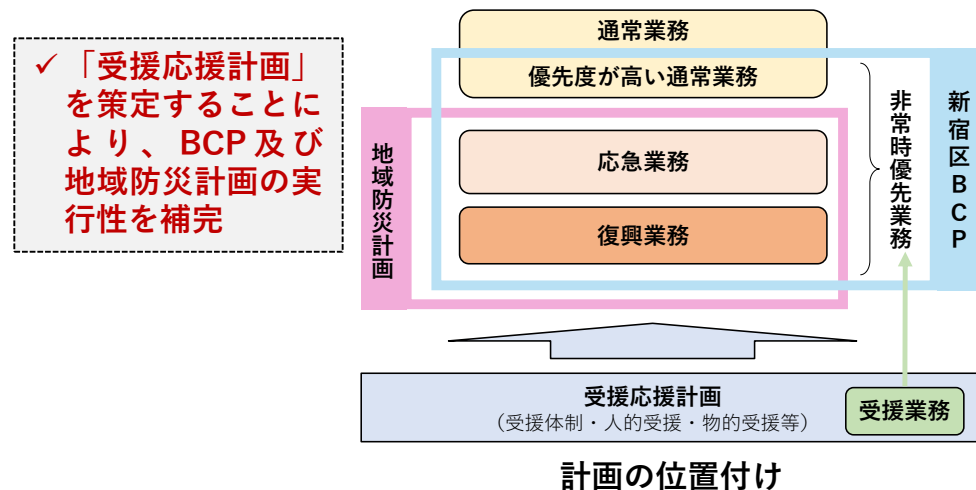
- 受援応援体制を具体化するとともに、「非常時優先業務」の中から「受援業務」を選定したうえで、人的支援の受入れ、物的資源の受入れ等に関する手順、他自治体への応援手順等を定めた計画



レベルアップした「新宿区災害時受援応援計画」のイメージ

● 「BCP」との関係（本冊P4）

- 「BCP」は、「非常時優先業務」の継続と早期復旧を図るための計画
- 「受援応援計画」は、「非常時優先業務」の中から「受援業務」を明確化し、人的支援・物的資源の受入れ等に関する手順等を定める計画



新宿区災害時受援応援計画の対象範囲

➤ 対象範囲（本冊P6）

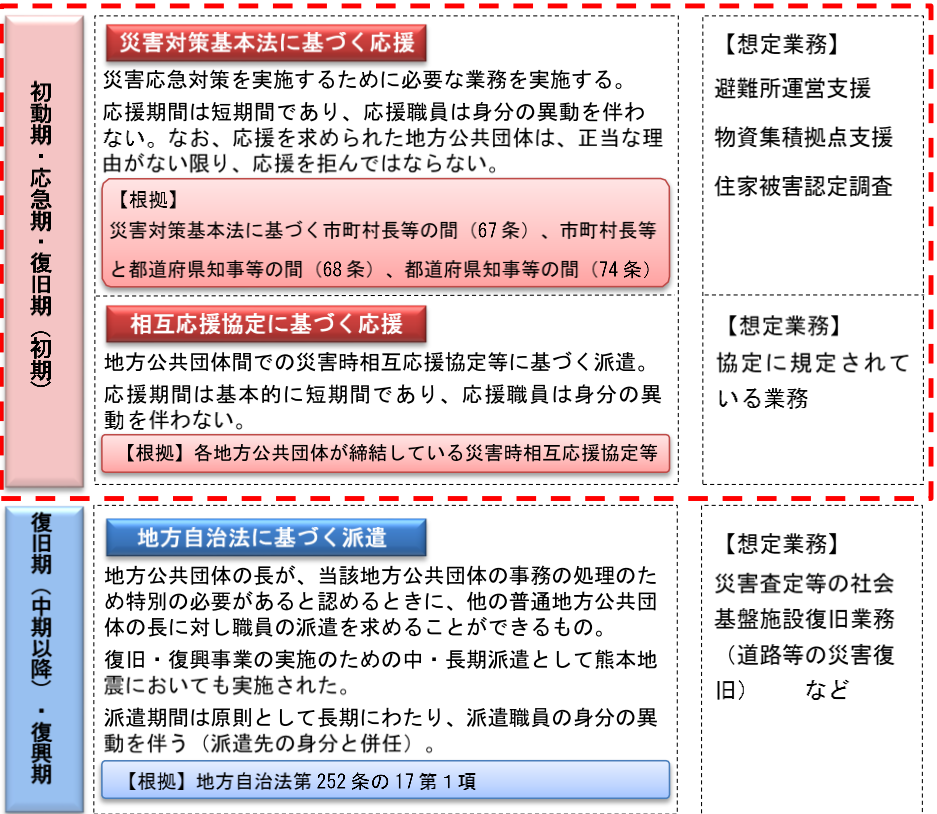
- ❑ 被災自治体に対する人的応援は、「短期派遣」と「中・長期派遣」があるが、都計画と同様に、初動の応急対策期における円滑な人的受援に向けた「短期派遣」に係る受援応援の体制やルール等を対象とする。
- ❑ 物的受援は、避難所生活者数がピークとなる時期の対応が重要であるため、初動期から復旧初期の受援応援の体制等を整理した。

● 人的受援

- ・ 「短期派遣」
主に初動期、応急期及び復旧初期を対象とした「応援」（「災害対策基本法」又は「相互応援協定に基づく応援」）
- ・ 「中・長期派遣」
主に復旧・復興期を対象とした「派遣」（「地方自治法」に基づく派遣）

● 物的受援

- ・ 「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、区内で最大約4.4万人の避難者が見込まれており、大量の物資を迅速かつ的確に避難所生活者や在宅避難者へ供給することが必要

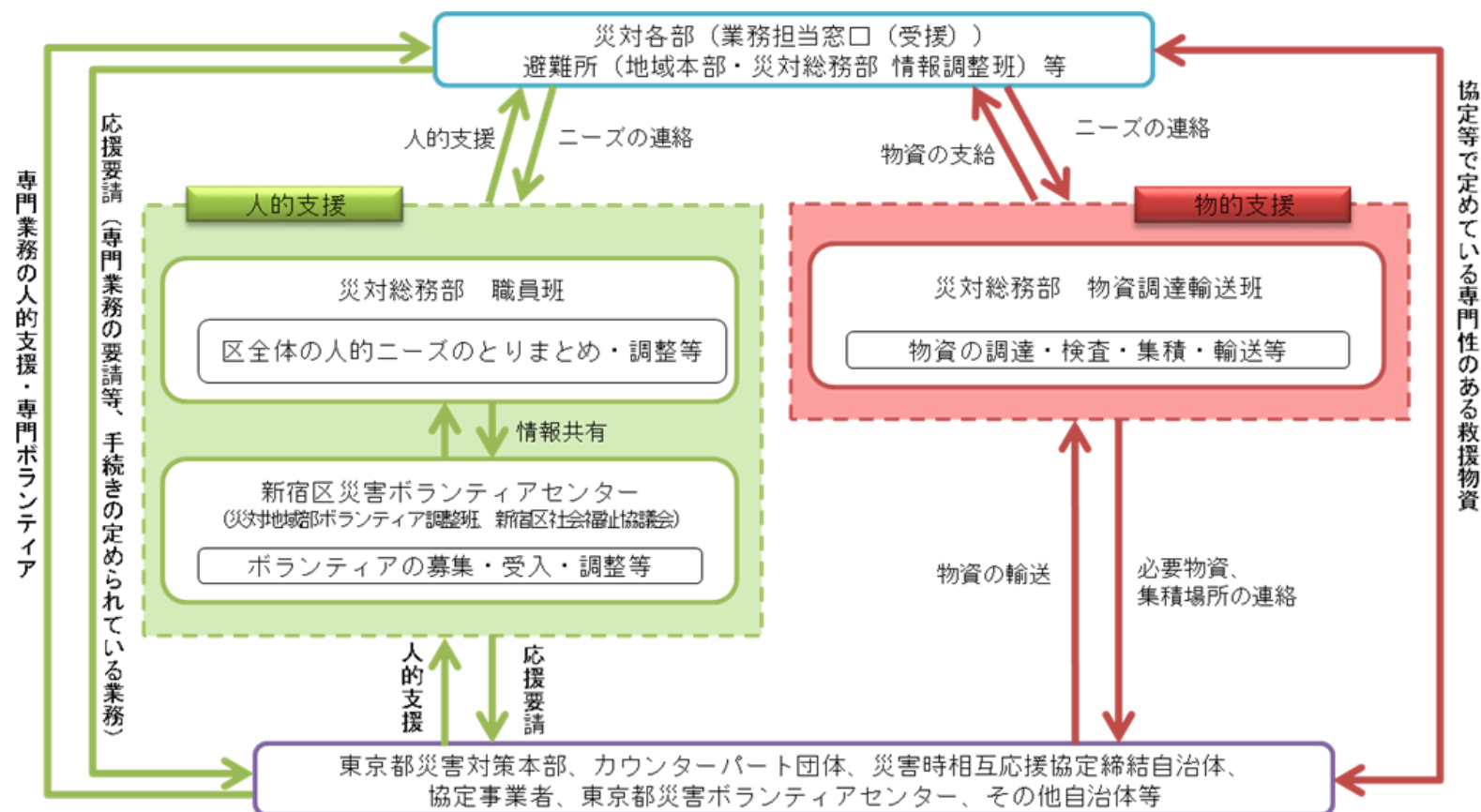


「受援業務」の範囲

新宿区における受援体制の概要

➤ 人的受援と物的受援の概要（本冊P12）

- 「人的受援」は、「災対総務部職員班」が区全体の人的ニーズのとりまとめ・調整等を実施する。
（「ボランティア」については、新宿区災害ボランティアセンターがとりまとめ・調整等を実施）
- 「物的受援」は、「災対総務部物資調達輸送班」が物資の調達・検査・集積・輸送等を実施する。



受援体制の概要（人的・物的受援）

人的受援の考え方

➤ 人的受援に関する基本的考え方（本冊P19）

- 区内で大規模災害が発生した場合、区は「**BCP**」等に基づき、「**優先度が低い通常業務**」は休止し、「非常時優先業務」を確実に実施するための必要な人員等を確保し体制を構築する。
- 庁内の担当部署において人員が不足する場合、**他団体へ応援要請を行う前に庁内等における人員の再配置の実施を検討**する。
- **庁内等において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合**、様々な枠組みを活用し**他団体へ躊躇ない応援要請を行う**。

● 必要な職員数と参集予測人員数の比較（地震）（本冊P19～P20）

- ・ 夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合における時間ごとの参集予測人員数と「非常時優先業務」に必要な職員数との比較

職員数 (人)	3時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 以降
「非常時優先業務」 に必要な職員数	2,838	2,697	2,885	3,396	3,358	3,225	2,990	2,327
参集予測人員数	514	1,592	1,592	1,592	2,368	3,186	3,397	3,763
差分	<u>△2,324</u>	<u>△1,105</u>	<u>△1,293</u>	<u>△1,804</u>	<u>△990</u>	<u>△39</u>	407	1,436

- ✓ 人員が不足する場合は、「BCP」において定めた「**非常時優先業務**」の優先順位に従い、特に重要な業務から**着手**するほか、「新宿区災害時受援応援計画」に基づき**庁内・庁外からの応援職員を受け入れる**。
- ✓ 風水害については、ある程度の事前予測が可能のため、あらかじめ必要な職員が参集することで、発災以降、継続的に必要な職員数を確保できるため、庁内職員の追加配備等に対応する。

人的応援の受入体制と枠組み

➤ 人的応援の基本的な枠組み（本冊P22～P26）

- ❑ 「区が締結した地方公共団体との協定に基づく応援」や「区内の公共的団体等との協定に基づく応援」、「都を通じた応援による枠組み」など様々な枠組み（ボランティアの活用を含む）を通じて人的応援を受ける。
- ❑ 都は、広域応援協定団体へ応援要請を実施する際、総務省の「応急対策職員派遣制度」を優先活用する。

● 都を通じた人的受援（本冊P23～P26）

- ・ 区が、都本部へ人的応援の要請を行った場合、都は、都庁内各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、広域応援協定団体へ応援要請を実施する。その際、都は「応急対策職員派遣制度」を優先活用し、調整を実施
- ・ 区では、「避難所運営」及び「住家被害認定調査・罹災証明」に関して、「応急対策職員派遣制度」を活用して人的応援の要請を実施

【応急対策職員派遣制度（総務省）】

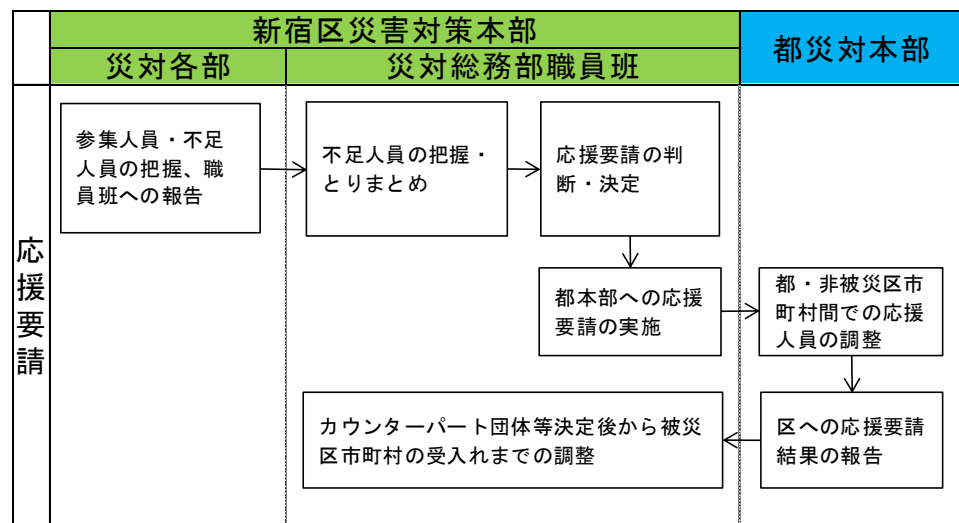
「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省自治行政局及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会及び地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災区市町村を支援することとしており、平成30年から運用している。

※能登半島地震における被災地派遣について、「応急対策職員派遣制度」の要請等に基づき、人事課調整による罹災証明書受付業務や住家被害認定調査支援のため職員を派遣した。また、専門業務として、被災自治体からの派遣要請に基づき、環境清掃部及び健康部から職員を派遣した。（本冊P52）

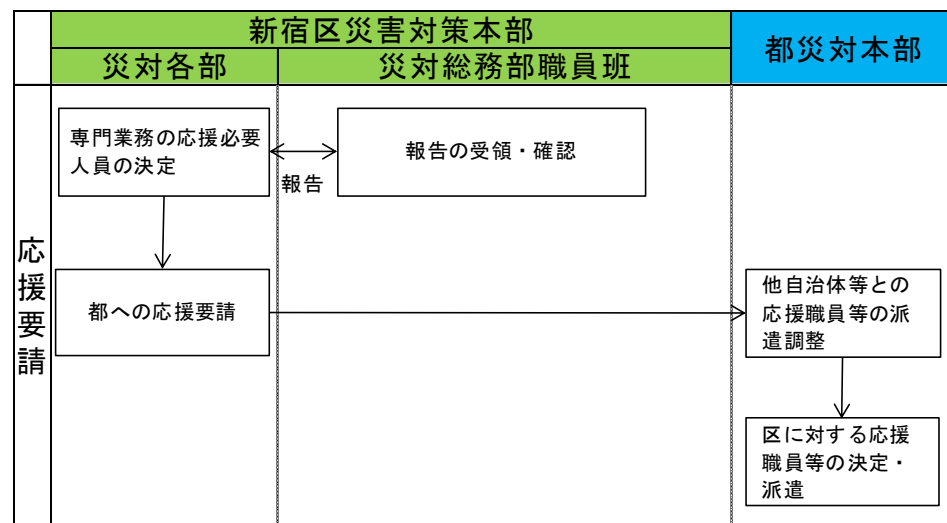
人的受援の手順及び手続き

➤ 都本部への応援要請の実施方法（本冊P27～P32）

- ❑ 都への人的応援の要請は、**東京都災害情報システム（DIS）**のクロノロジーへの入力及び「応援要請シート」の添付により、**「災対総務部職員班」が災対各部の不足人員をとりまとめの上、応援を要請**する。
- ❑ **専門性の高い業務等**で職員班での調整が非効率となる業務は、定められた手続きに基づき、都の当該業務を所管する各局へ、**「災対各部」が応援を要請**する。



職員班が行う都への人的支援の要請の流れ（抜粋）



災対各部が行う専門業務に関する人的支援の要請の流れ（抜粋）

ボランティアの受入れ等

▶ ボランティアの受入体制・種別（本冊P33～P36）

- 大規模災害時の膨大なニーズに対応するため、区は社会福祉協議会と連携し、**災害ボランティアセンターを新宿スポーツセンターに設置し、ボランティアの受入れ**を行う。
- **ボランティア種別ごとに募集から派遣までの流れ等を整理**した。

● 一般ボランティア

- ・ 運搬・配送・仕分け（救援物資：食料・衣料・学用品等）、片付け、炊き出し、その他専門分野に属さないことを実施

● 専門ボランティア

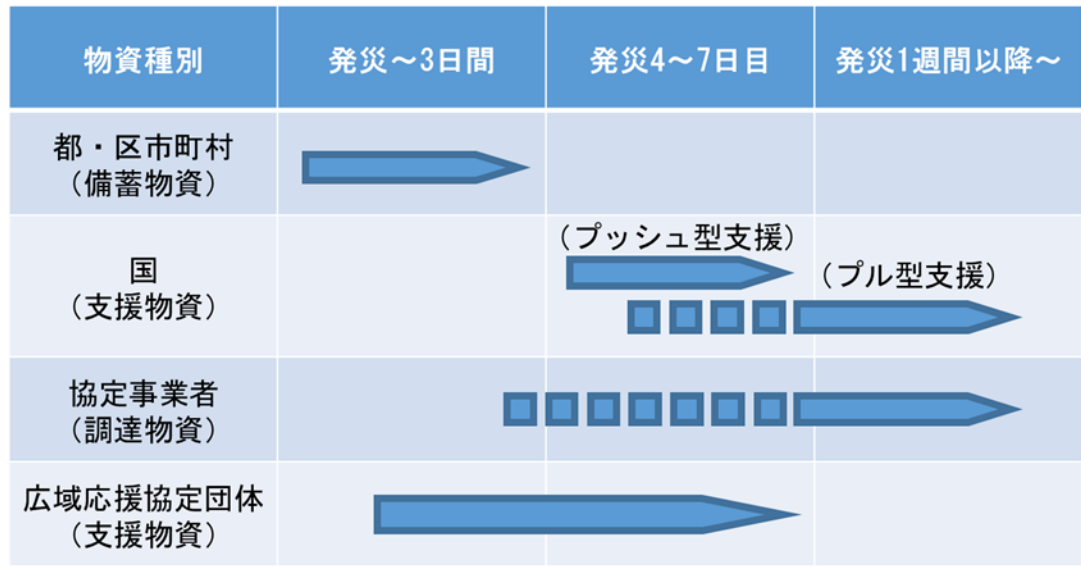
- ・ 福祉、医療、建築、通訳等の専門分野を実施

種別	一般ボランティア	福祉ボランティア	医療ボランティア	建築ボランティア	通訳ボランティア
募集方法	①区ホームページ・SNS（新宿区社会福祉協議会のホームページを参照）	①区ホームページ・SNS	①区ホームページ・SNS ②関係医療機関等への要請	①建築士会等建築団体に地元判定士を要請 ②東京都防災ボランティア制度を活用	①新宿区災害時通訳ボランティアに要請 ②東京都防災ボランティア制度を活用
派遣までの流れ	①受付・登録 ②区民・避難所等の需要確認 ③希望確認・需要と合うボランティアを選定 ④災害ボランティアセンターに参集 ⑤チーム編成 ⑥活動場所に派遣	①受付・受付簿作成 ②二次避難所等の需要確認 ③需要と合うボランティアを選定 ④電話等で依頼 ⑤活動場所に直接参集	①受付・登録票作成 ②医療救護所等の需要確認 ③需要と合うボランティアを選定 ④電話等で依頼 ⑤医療救護所に直接参集	①受付・名簿作成 ②活動場所の需要確認 ③派遣先の決定 ④電話等で依頼 ⑤活動場所に直接参集	①避難所等からの派遣要請受領 ②「新宿区災害時通訳ボランティア」に希望確認・依頼 ③避難所等に直接参集

物的受援の枠組み

物的受援に関する基本的考え方（本冊P37～P38）

- ❑ 発災直後から発災後3日間は、避難所の備蓄物資や、都や区の備蓄物資を活用する。
- ❑ 発災後4日目以降は、国からのニーズ予測に基づき緊急に輸送される物資を活用する（プッシュ型支援）。
- ❑ できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握の上、都へ物資の要請を行う（プル型支援）。



物資種別と支援時期の目安

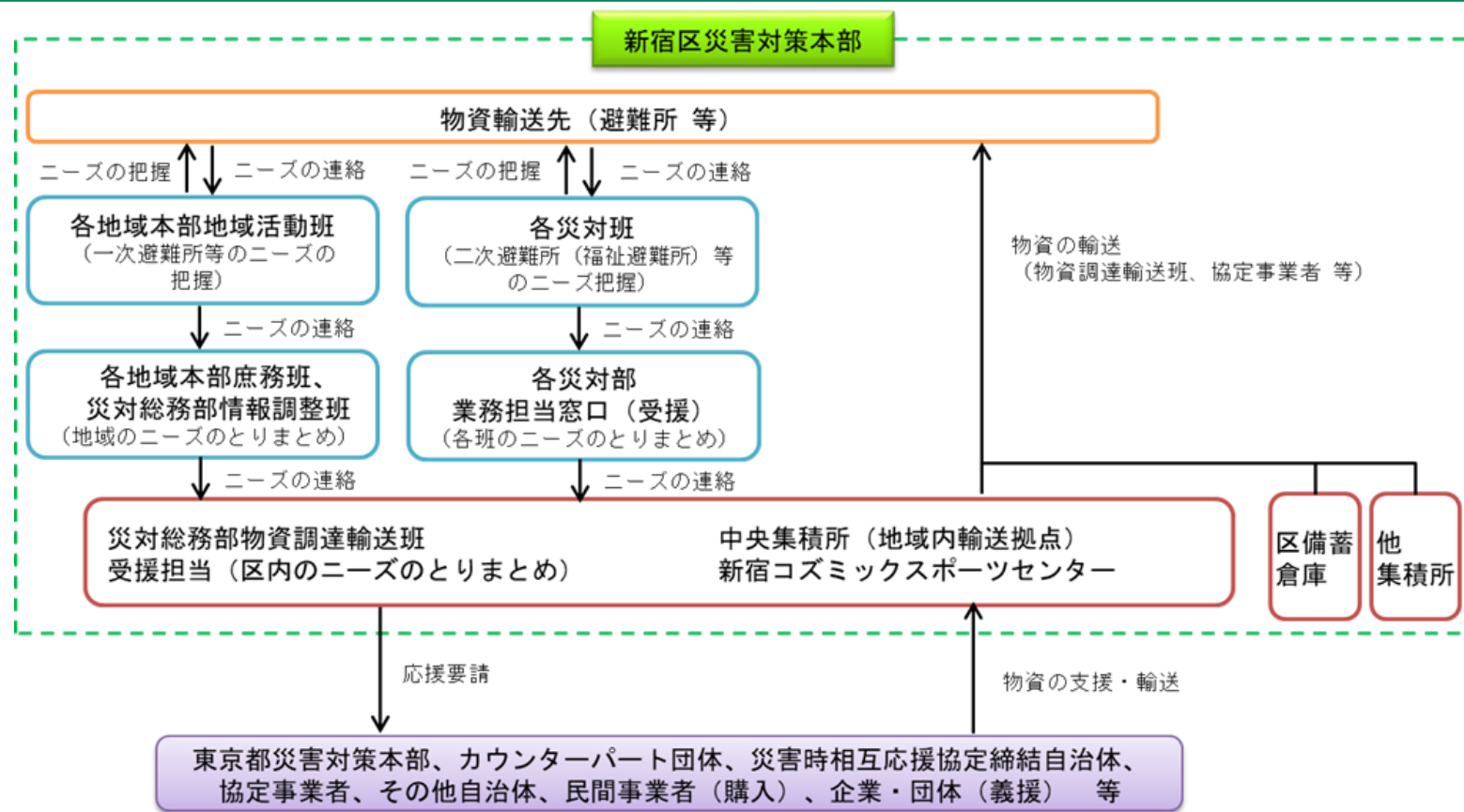
	プッシュ型支援	プル型支援
定義	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の場合の輸送方法
業務概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

プッシュ型支援とプル型支援物資供給

物的受援の受入体制

➤ 物的受援の受入体制（本冊P39～P40・P46）

- ❑ 「災対総務部物資調達輸送班」が、物資の調達、提供（区の備蓄物資を含む）の判断を行い、支援物資供給の中心的な役割を果たす。
- ❑ 新宿コズミックスポーツセンターに中央集積所（地域内輸送拠点）を開設する。

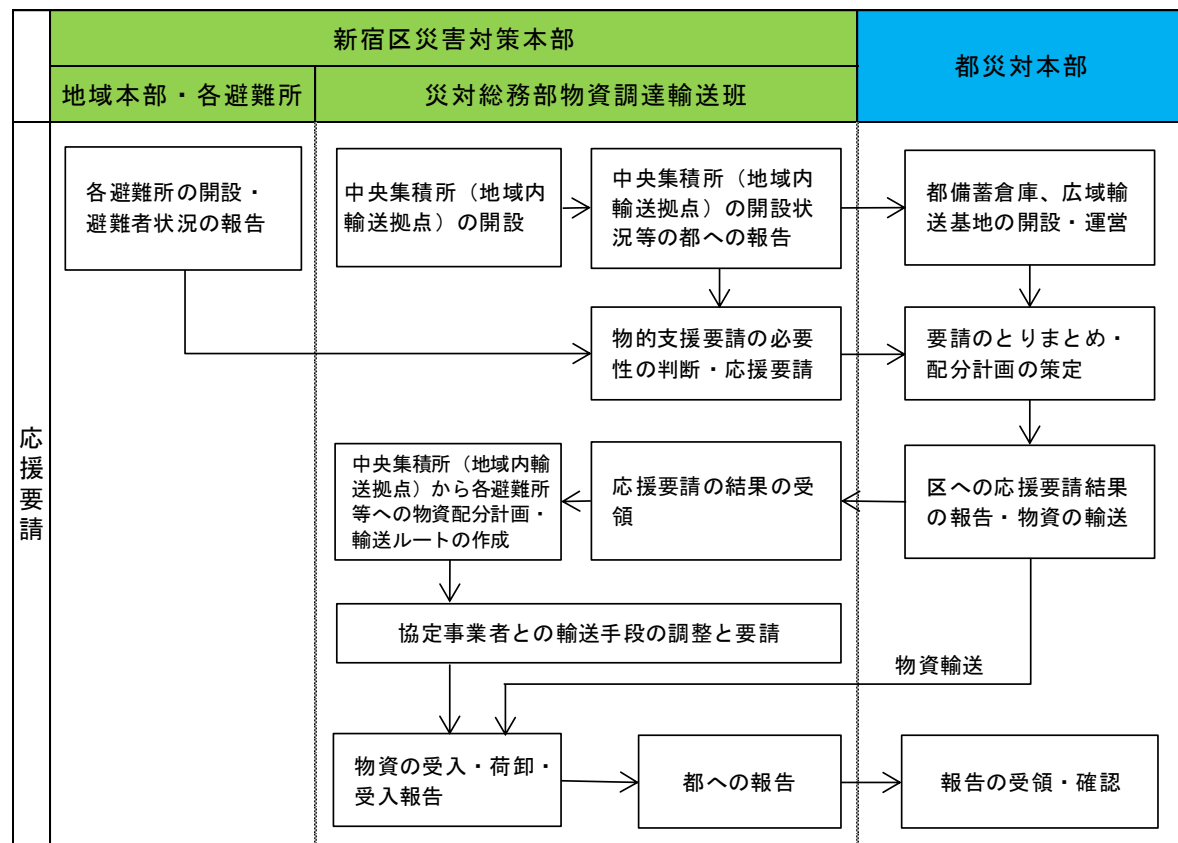


物資供給体制の概要

物的受援の手順及び手続き (1 / 2)

➤ 都本部への物的受援の要請手続き（本冊P43～P46）

- 都への物的応援の要請は、物資調達・輸送調整等支援システム（物資システム）への入力により、「災対総務部物資調達輸送班」が物的支援要請の必要性を判断し、応援を要請する。



【物資調達・輸送調整等支援システム】

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。都道府県及び区市町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・区市町村で共有できるよう内閣府が開発し、令和2年度から運用開始。

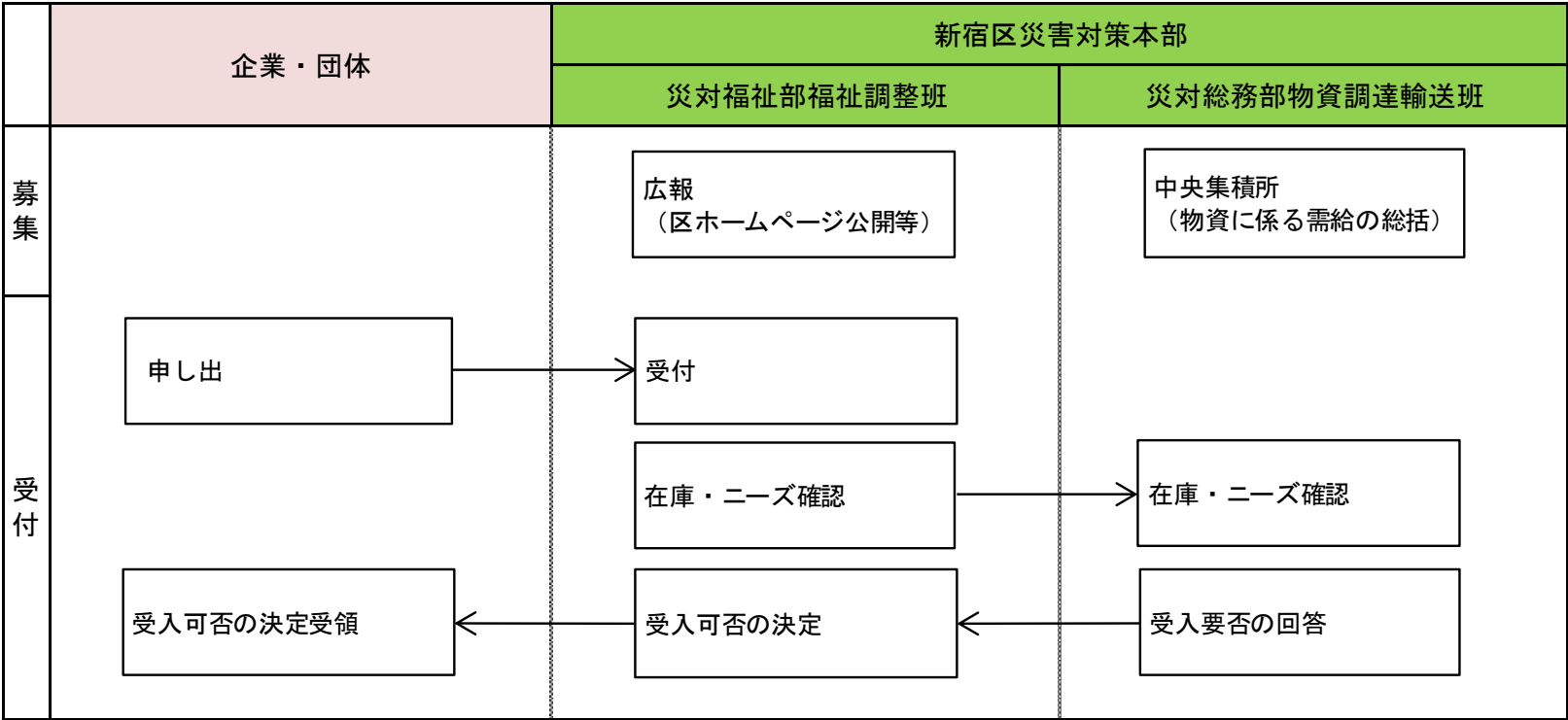
物資調達輸送班が行う都への物的応援の要請の流れ（抜粋）

物的受援の手順及び手続き（2／2）

● 義援物資の取り扱い（本冊P46～P47）

- ・ 義援物資の受領及び配分計画に関することは、「災対福祉部福祉調整班」が処理
- ・ 受入及び物資輸送については「災対総務部物資調達輸送班」と連携して対応

個人等からの 義援物資	<u>小口・混載の義援物資は受け付けない</u> ことを基本とする。
企業・団体からの 義援物資	<u>支援物資の取扱いと同様、物資ニーズを踏まえ、中央集積所（地域内輸送拠点）の在庫状況等を十分考慮して申し出を受け入れる。</u>



義援物資の受付から輸送までの流れ（抜粋）

他自治体への応援

➤ 他自治体への応援体制（本冊P48～P49）

- ❑ 他自治体への応援には、「特別区長会を通じて実施する応援」、「都による調整を通じて実施する応援」、「区が締結している相互応援協定に基づく応援」が想定される。
- ❑ いずれの場合も自らが被災自治体となった場合と異なり、**区は災害対策本部を設置していない通常体制の中で、職員派遣や物資の提供等を行う必要がある**。そのため、円滑かつ迅速な被災地支援に向けて、**庁内横断的な体制と対外的な連絡窓口を整備**し、対応する。

● 応援体制（本冊P48）

- ・ **職員派遣は「人事課」・物資提供等は「危機管理課」が連絡調整窓口**として取りまとめを実施
（個別の協定や専門的技術等の理由により、直接担当部署へ応援要請があるものについては、各担当部署で対応）
- ・ 必要に応じて関係部署による**応援に関する調整会議を実施**
- ・ 連絡調整窓口の主な役割は以下のとおり

- ① 被災自治体からの応援要請状況の把握
- ② 被災自治体への人的・物的応援計画の作成、人的・物的応援の実施
- ③ 応援に関する状況把握・とりまとめ
- ④ 応援に係る資源管理
- ⑤ 庁内調整、調整会議の開催
- ⑥ 応援職員に対する支援

● 応援職員に対する支援（本冊P49）

- ・ 人事課は、被災地へ区の職員を派遣するにあたっては、以下のような**準備支援や後方支援を実施**
- ・ **携行品**については、必要に応じて**各部連携して準備**（防災服及びベストは危機管理課が手配）

① 被災自治体の応援に関する行動方針の伝達

- ・ 安全を第一に考える
- ・ 被災者・被災自治体の立場にたった対応 等

② 携行品の準備

- ・ 食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン、通信機器、デジタルカメラ、地図 等

③ 後方支援の実施

- ・ 応援職員向けの相談窓口の設置、情報提供や相談対応の実施
- ・ 引継ぎを可能とする応援ローテーションを計画

災害事象に応じた対応

➤ 災害事象・規模に応じた受援の活用（本冊P53～P57）

- 「地震」、「風水害」、「火山噴火」の災害事象、災害規模に応じた受援応援の基本的な考え方等を整理した。
- 「複合災害」が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、後発災害に伴う影響も念頭に置きながら、応急対策を実施する必要がある。
- 「複合災害」では、単独災害時より更に受援応援の規模が拡大し、庁内での対応が困難であると想定されることから、庁外からの受援を中心に検討する。

災害規模	地震	風水害	火山噴火
大規模災害	・ <u>庁内の相互協力</u> ・ <u>庁外からの受援</u>	・ <u>庁内の相互協力</u>	・ <u>庁内の相互協力</u>
中規模災害	・ <u>庁内の相互協力</u>	・ <u>庁内の相互協力</u>	・ <u>庁内の相互協力</u>
小規模災害	・ 受援の活用なし	・ 受援の活用なし	・ 受援の活用なし

※災害事象、災害規模ごとの被害の様相や区の対応態勢等は「新宿区事業継続計画」を参照

● 各災害における区災対本部の主な役割の共通事項（本冊P53）

- ・ 都、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること
- ・ 「災害救助法」の適用の申請に関すること
- ・ 他の区市町村との相互応援に関すること